

# 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 露の会 定款第8条及び第21条に規定された評議員及び役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 非常勤の理事及び監事が理事会、監事監査に出席し、又は理事長の要請により説明のため評議員会に出席、その他法人の業務を行ったときは、その時間について、以下の報酬を支給する。

・時間当たり一律2,500円（30分単位、30分未満切捨て）

2 評議員が評議員会に出席したとき又は施設の視察等を行ったときは、その時間について、以下の報酬を支給する。

・時間当たり一律2,500円（30分単位、30分未満切捨て）

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、その時間について、以下の報酬を支給する。

・時間当たり一律2,500円（30分単位、30分未満切捨て）

(理事長等の報酬)

第4条 常勤の理事長、副理事長、業務執行理事の報酬は、別表の通りとする。但し、第3条の報酬は支払わない。

2 常勤役員賞与は、その報酬を加えた年収が施設長の年収の1.2倍を超えない範囲内とする。

(交通費)

第5条 理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員が前項1～3の会議に出席し、又は法人の業務を行う場合に必要となった旅費については、その実費を支払う。但し、マイカー等を利用した場合は、「賃金規程」に準じたガソリン代相当額とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、「出張旅費規程」に準じて旅費等を支給することができる。

(その他)

第7条 上記1～3項の理事会、評議員会及び評議員会選任・解任委員会に出席した露の会職員には、職員としての給与を支給しているため、この報酬を支給しない。

2 支給される報酬総額から源泉所得税を控除するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議による。

附 則

この規程は、平成13年9月12日より適用する。

平成15年4月1日改訂

平成27年4月1日改訂

平成29年5月23日改訂

2022年4月1日改定

別表1

	役職名称	常勤/非常勤	主な職務内容	報酬	備考
1	評議員	非常勤	1.評議員会出席 2.各施設の事業運営の実情を把握するための施設活動等の視察	1時間当り 2,500円	
2	評議員選任・解任委員	非常勤	1.評議員選任・解任委員会出席 2.その検討に必要な調査等準備作業	1時間当り 2,500円	
3	第三者委員	非常勤	1.第三者委員会出席 2.苦情申立者の意向聴き取り等調査活動及び理事長・理事会等への報告	1時間当り 2,500円	
4	監事	非常勤	1.理事会・評議員会出席 2.法人及び施設の監査業務 3.行政等の監査・指導検査等への立合 4.法人及び施設の運営、会計処理等への指導	1時間当り 2,500円	
5	理事	非常勤	1.理事会出席 2.説明のため評議員会等に出席した場合 3.法人監査、行政の監査・指導検査等への立合 4.各施設活動の視察及び指導 5.理事長の指示による担当業務の具体化提案書、報告書等の作成等	1時間当り 2,500円	
6	理事長	常勤※	1.理事会・評議員会招集・出席 2.法人長中期経営・資金計画等法人運営全般 3.法人、施設事業計画・予算作成・指導 4.事業総括・決算チェック 5.事業検討会、施設長会、施設運営指導 6.内・外監査・指導検査等対応 7.職員採用・教育 8.その他 理事長が行うべき法人業務全般	310,000円 手当 110,000円	理事長が施設業務を分担する場合、理事長業務との割合に応じて施設が報酬を負担する。
		非常勤	同上 (但し、勤務時間が少ないため実務面は副理事長、業務執行理事、理事、本部職員等に分担する)	1時間当たり 2,500円	
7	副理事長	常勤	・理事長が非常勤で業務執行理事が不在の場合は、副理事長を常勤とすることがある。 ・上記理事長業務の実務面を担当する。	300,000円 手当 110,000円	副理事長が施設業務を分担する場合、その割合に応じて施設が報酬を負担する。
		非常勤	上記理事長業務を分担する。	1時間当たり 2,500円	
8	業務執行理事	常勤	必要に応じて常勤の業務執行理事をおくことがある。 ・上記理事長業務の実務面を担当する。	300,000円 手当 100,000円	業務執行理事が施設業務を分担する場合、その割合に応じて施設が報酬を負担する。